

別記2 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 241隻)	5トン未満	伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5トン未満	伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市(松山市北 条を除く。)、伊予 郡松前町、伊予市、 大洲市、西宇和郡 伊方町又は八幡浜 市保内町に漁業根 拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			5トン未満	伊予灘並びに今治市怪島東端、同市波方町梶 取ノ鼻及び同市関前観音崎の各点を順次結んだ 直線以西の遼灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業 根拠地を有する者
	手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第3種 漁業 (なまこけ た網漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	6.1～ 翌3.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第2種 漁業 (自家用釣 り餌料びき 網漁業)	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 1隻)	3トン未満 31キロワット (旧馬力10) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者であっ て、一本釣り漁業 及びえ縄漁業を 主業とする者 (伊予灘に限る。)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数60隻)	48キロワット (旧馬力15)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線の間の伊予灘 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点 イ 松山市白石(二ツ石) ウ 伊予郡松前町松前港北側防波堤突端 エ 山口県小水無瀬島頂上	1.1～ 12.31	松山市北条、同市中島、同市睦月、同市野忽那、同市上怒和、同市元怒和、同市津和地又は同市二神に漁業根拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線の間の伊予灘 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点 イ 松山市白石(二ツ石) ウ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 エ 山口県小水無瀬島頂上	1.1～ 12.31	松山市高浜、同市松山、同市三津浜、同市今出又は同市和気に漁業根拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線の間の伊予灘 ア 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界点 イ 広島県倉橋島亀ヶ首 ウ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 エ 山口県小水無瀬島頂上	1.1～ 12.31	伊予市又は伊予郡松前町に漁業根拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線の間の伊予灘 ア 松山市大可賀モンピ中央 イ 松山市二神島西南端 ウ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 エ 山口県八島西南端	1.1～ 12.31	大洲市長浜町に漁業根拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線の間の伊予灘 ア 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 イ 山口県小水無瀬島頂上 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点 エ 大分県関崎灯台中心点	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			48キロワット (旧馬力15)以下	伊予灘 ただし、大洲市青島地先における最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の海域を除く。	10.1～ 翌5.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
雑魚機船船びき網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数68隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲	

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		は起業の 認可を受 けている 船舶の数 1隻				市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
ごち網漁 業	一そうロー ラーごち網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 81隻)	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	伊予灘 ただし、共同漁業権漁場区域内及び別記5表 3の部7の項から 13の項までに掲げる区域を 除く。	1.1～ 12.31	松山市(松山市津 和地を除く。)、伊 予郡松前町、伊予 市、大洲市、西宇和 郡伊方町又は八幡 浜市保内町に漁業 根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	伊予灘 ただし、松山市津和地島小ウノト鼻から同市 津和地島カラモ鼻に至る北側における共同漁業 権漁場区域以外の共同漁業権漁場区域及び別記 5表3の部7の項から 13の項までに掲げる区 域を除く。	1.1～ 12.31	松山市津和地に漁 業根拠地を有する 者
潜水器漁 業	第一種共同 漁業の目的 とする水産 資源を採捕 する潜水器 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 46隻)	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワ ット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワ ット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者であつ て、漁業権者の同 意のある者 (伊予灘に限る。)
地びき網 漁業	地びき網漁 業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 2隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
固定式刺 し網漁業	雑魚沖建網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている)	8トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	最大高潮時海岸線から2,000メートル以内に おける漁業根拠地地先海面 ただし、共同漁業権漁場区域内を除く。	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		けている 船舶の数 15隻				内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
流し網漁 業	さわら流し 網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 30隻)	定めなし	伊予灘及び釜灘 ただし、別記5の表4の部に掲げる区域を除く。	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
刺し網漁 業	きす刺し網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 35隻)	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	(A区域) 伊予灘のうち西宇和郡伊方町襖鼻灯台(以下「襖鼻灯台」という。)と山口県熊毛郡上関町八島灯台(以下「八島灯台」という。)とを結ぶ直線以東の区域 ただし、大洲市青島及び松山市由利島周辺を除いた小型機船底びき網漁業の禁止区域(別記5表2の部6の項から12の項まで、13の2の項及び15の項に掲げる区域)並びに大洲市青島及び松山市由利島周辺の2,000メートル以内の区域を除く。 (B区域) 伊予灘のうち襖鼻灯台と八島灯台とを結ぶ直線以西の区域 ただし、次のC、Dの区域及び小型機船底びき網漁業の禁止区域(別記5表2の部15の項に掲げる区域)を除く。 (C区域) 伊予灘における漁業に関する協定(平成14年3月27日、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長、愛媛海区漁業調整委員会会長及び大分海区漁業調整委員会会長間で締結された協定)に基づく協定海域(以下「伊予灘協定海域」という。)の区域 ただし、D区域を除く。 (D区域) 伊予灘協定海域のうち、次のアの点、イの点、ウの点及びエの点を順次結ぶ直線、愛媛県の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線のうち同線上エの点からオの点に至る部分並びにオの点とアの点を結ぶ直線によって囲まれた区域 ア 大分県国東市国東町黒津鼻(以下「黒津鼻」という。)から真方位90度の線と、大分県大分市高島東端と山口県熊毛郡上関町ホオジロ灯台とを結ぶ直線(以下「A線」という。)との交点 イ 黒津鼻から真方位90度の線と西宇和郡	(A区域) 4.1～ 11.30 (B区域) 7.1～ 11.30 (C区域) 1.1～ 12.31 (D区域) 6.10～ 翌4.9	今治市今治及び松 山市、伊予郡松前 町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				伊方町見舞崎灯台(以下「見舞崎灯台」という。)と山口県熊毛郡上関町祝島(以下「祝島」という。)東端とを結ぶ直線(以下「B線」という。)との交点 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台(以下「佐田岬灯台」という。)と祝島北西端と大分県国東国郡姫島村姫島灯台を結ぶ直線上祝島北西端から5,000メートルの点とを結ぶ直線上佐田岬灯台から8,000メートルの点とエの点を結ぶ直線の延長線とB線とを結ぶ直線の交点 エ 見舞崎灯台と祝島西南端とを結ぶ直線上見舞崎灯台から8,000メートルの点 オ A線上愛媛県の最大高潮時海岸線から8,000メートルの点		
	ぼら囲い刺し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数7隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市又は大洲市長浜町に漁業根拠地を有する者
			定めなし	八幡浜市保内町及び西宇和郡伊方町地先における共同漁業権漁場区域内 ただし、伊予灘においてするものに限る。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
	はまち追掛網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数7隻)	定めなし	次のア、イ、ウの3点を順次結んだ直線とエとオの点を結んだ直線に囲まれた伊予灘 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界線 イ 松山市白石(二ツ石) ウ 広島県上蒲刈島黒鼻 エ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 オ 山口県八島西南端	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市又は大洲市長浜町に漁業根拠地を有する者
			定めなし	次のアとイを結んだ直線とウとエを結んだ直線に囲まれた伊予灘 ア 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界点 イ 山口県小水無瀬島頂上 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点 エ 大分県関崎灯台中心点	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
袋待網漁業	いかなご袋待網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている)	10ト未満 160キロワット (旧馬力60)以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点	2.1～ 8.31	松山市に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		船舶の数 3隻		イ 松山市白石（二ツ石） ウ 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点 エ 広島県倉橋島亀ヶ首		
	雑魚袋待網 漁業	0隻 （許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 1隻）	定めなし	次のアからエまでの点を順次結んだ3直線と エとアの点を結んだ直線によって囲まれた海域 ア 松山市睦月島熱ノ鼻と広島県齋島頂上を 結んだ線と松山市鹿島頂上と広島県倉橋島 亀ヶ首とを結んだ線との交点 イ 松山市鹿島頂上と広島県倉橋島亀ヶ首と を結んだ線と松山市興居島琴引鼻と広島県 大崎下島御手洗港防波堤灯台中心点とを結 んだ線との交点 ウ 松山市興居島琴引鼻と広島県大崎下島手 洗港防波堤灯台中心点とを結んだ直線と今 治市と松山市との最大高潮時海岸線におけ る境界点と松山市白石（二ツ石）とを結んだ 直線との交点 エ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線に おける境界点と松山市白石（二ツ石）とを結 んだ直線と同市睦月島熱ノ鼻と広島県齋島 頂上とを結んだ直線との交点	8.1～ 翌4.19	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 （伊予灘に限る。）
かご漁業	いか玉漁業	0隻 （許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 7隻）	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	4.1～ 6.30	伊予市双海町上灘 又は同市双海町下 灘に漁業根拠地を 有する者
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	0隻 （許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 28隻）	定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点 を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 5,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線に おける境界点 イ 松山市白石（二ツ石） ウ 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点 エ 広島県倉橋島亀ヶ首 2 松山市安居島及び同市小安居島の周辺最大 高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業 根拠地を有する者
			定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点 を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点	1.1～ 12.31	松山市高浜、同市 松山、同市三津浜、 同市今出又は同市 和氣に漁業根拠地 を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				イ 広島県倉橋島亀ヶ首 ウ 重信川河口の両岸を結んだ直線の中央点 エ 山口県大水無瀬島頂上 2 松山市興居島及び同市釣島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。		
			定めなし	松山市睦月島、同市野忽那島、同市中島、同市怒和島、同市津和地島、同市二神島、同市中島、同市小市島及び同市由利島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の伊予灘 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市中島、同市野忽那、同市睦月、同市上怒和、同市元怒和、同市津和地又は同市二神に漁業根拠地を有する者
			定めなし	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 重信川河口の両岸を結んだ直線の中央点 イ 山口県大水無瀬島頂上 ウ 伊予市と大洲市との間の最大高潮時海岸線における境界点 エ 大洲市青島波止の上泊	1.1～ 12.31	伊予郡松前町又は伊予市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 伊予市と大洲市との間の最大高潮時海岸線における境界点 イ 大洲市青島波止の上泊 ウ 大洲市と八幡浜市との間の最大高潮時海岸線における境界点 エ 山口県八島洲崎 2 大洲市青島周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	大洲市長浜町に漁業根拠地を有する者
			定めなし	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 大洲市と八幡浜市との間の最大高潮時海岸線における境界点 イ 山口県八島洲崎 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点 エ 大分県関崎灯台中心点		西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
はえ縄漁業	たい、はも、あなごはえ縄漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受	定めなし	伊予灘	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		けている 船舶の数 56 隻				内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	ふぐはえ縄 漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 68 隻)	定めなし	伊予灘	1. 1～ 12. 31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
まき餌釣 り漁業	まき餌釣り 漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 124 隻)	定めなし	伊予灘	1. 1～ 12. 31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)

備考 1 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。

- 2 令和 2 年愛媛県規則第 57 号による改正前の愛媛県漁業調整規則（昭和 43 年愛媛県規則第 22 号）第 10 条の規定に基づき交付された許可証は、令和 2 年愛媛県規則第 57 号による改正後の愛媛県漁業調整規則第 16 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受け、同規則第 29 条の規定に基づき交付されたものとみなす（小型機船底びき網漁業（自家用釣り餌料びき網漁業を除く。）に係るものを除く。）。